

番 号	陳情 第 6 6 号	受理年月日	令 8 . 5 . 2 1
件 名	風力発電事業における景観形成ガイドラインの適切な運用及び住民周知の徹底について		
結 果	令和 8 . 10 . 1 第 3 回定例会で不採択		
付託委員会	建設消防委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、(仮称) かごしま郡山風力発電事業に関し、鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドラインに基づく説明会が薩摩川内市では開催されたのに対し、本市では開催されておらず、景観影響に関する地域住民への十分な説明がなされていない状況が続いていることなどから、1 項＝同事業における景観への影響について、地域住民に対する具体的な説明を事業者を求めること。2 項＝景観に影響が及ぶ可能性のある地点を明示するよう事業者を求めること。3 項＝景観シミュレーション等の資料を住民に公開するよう事業者を求めること。4 項＝市民を対象とした説明会の開催を事業者を求めること。5 項＝県景観条例第 2 条に基づき、同ガイドラインの趣旨が適切に運用されるよう、本市として事業者に指導を行うこと。以上の点について要請されたものである。

本件に対する事業者や県の対応状況並びに当局の考え方等について伺ったところ、環境影響評価書によると、事業の名称は(仮称) かごしま郡山風力発電事業、事業者の名称はかごしま郡山風力合同会社、事業規模は風力発電所出力が最大 3 万キロワット、風力発電機の基数が 8 基、高さが最大 159 メートル、事業実施区域は本市及び薩摩川内市の行政界付近であり、今後のスケジュールは工事着工が令和 8 年 9 月予定、商業運転が 10 年 10 月予定となっている。

同ガイドラインについては、景観の保全の観点から県内における風力発電施設の建設等に当たって、事業者が遵守すべき基準や調整手順を示すことにより、景観上の影響を未然に防止することを目的に平成 22 年 4 月に施行された。事業者が遵守すべき基準として、主要な眺望景観及び地域固有の景観を阻害しないこと、周囲の景観との調和を図ることとし、位置については山の稜線を乱さないようにすることなどのほか、同施設の建設等の予定地が所在する市町村及び主要な眺望点または地域固有の景観を望める視点場が位置する市町村において、景観法第 8 条第 1 項に規定する景観計画が策定されている場合には、当該景観計画との整合を図るものとすることが記載されている。また、調整手順としては、事業者は周辺住民等への説明に努めるとともに、関係市町村の長から要請があった場合は説明会を開催すること、知事は提出された協議書類を基に事業者と協議する場合、基準への適合の有無についての判断の参考とするため、関係市町村の長の意見を聴くこととされており、その意見を踏まえ、基準に適合すると認めるときは事業者はその旨を通知し、適合しないと認めるときは同施設の建設等の中止を勧告するものとされている。

同ガイドラインに係る経過等については、令和 7 年 9 月 29 日に事業者が県に対し、同ガイ

ドラインに基づく協議書類を提出したことから、同年 10 月 2 日に県から本市へ協議書類に対する意見照会があり、同月 23 日に本市から県へ回答した。また、同年 11 月 26 日には、県から事業者に対し、同ガイドラインの基準への適合通知書が出されている。

なお、同事業と本市景観計画との関係については、同施設は届出対象となる建築基準法に規定する工作物に該当しないため、同計画の規制を受けず、当該風力発電施設の建設場所は八重の棚田地区景観計画の区域外となっている。

本市の考え方としては、同ガイドラインは県が独自の指針・手引きとして策定・運用しているものであることから、その趣旨の適切な運用についても県において行われるものであると考えている。また、同ガイドラインに基づく県から本市への意見照会の際に、本市としては事業者が 6 年末から環境影響評価に関する説明会において、景観に係る説明も行っていることや、県からの意見照会が市景観計画等に照らした回答を求めるものであったことから、特に懸念等はないと回答するとともに、事業者へ説明会の開催は要請しておらず、現時点においても要請する予定はないところである。

なお、事業者が作成した主要な眺望点と景観への影響に係る資料によると、同ガイドラインで定める基準である垂直視角が 1 度以上となる稜線視点場が複数あるが、同ガイドラインでは、同施設が公園等（環境学習施設等）と一体となって整備される場合においては、当該風力発電施設を見る場合に限り、当該公園等を稜線視点場とはしない取扱いとなっている。また、景観に関する資料については、環境影響評価に関する説明会で配付されているほか、環境影響評価書については事業者のホームページ等で公開されているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「風力発電施設に関して特別に設けられた同ガイドラインに照らした場合、建設予定の風力発電機 8 基のうち半数が垂直視角 1 度の基準を超えているにもかかわらず、本市は県からの意見照会に対して特に懸念等はないと回答していること、また、現時点においても同ガイドラインに基づく説明会が本市では開催されておらず、景観に著しく影響を及ぼす大規模な開発計画について、情報公開の観点から説明会の開催を求めることは重要であることから、本件については採択したい」という意見、「同ガイドラインは県において運用されるものであること、また、事業者が行った環境影響評価に関する説明会において景観に係る説明がなされていることなどから、本件については不採択としたい」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。